

# 明治聖德記念學會紀要 第二卷

研究

## 三社託宣の歴史的及び批評的研究

(承前)

文學士 星野日子四郎

次に聊か以上の諸説を總合して卑見を加へんに、  
(一)所謂三社托宣文其物に就きては初より斯かる成形を得しものにあらざるべし。先づ天照皇大神の託宣は砂石集に出でたる聖德太子語より出でたることは既に先賢の説きし如く又八幡大菩薩春日大明神の託宣も決して貞丈翁等の推想に異なり卜部兼俱の新作にはあらず。前者は八幡愚童訓中に見ゆる同神の託宣後者は諸神本懷集

に載せある八幡託宣に基きたるもの、而してそを卜部兼俱若くは其先代のの或は漢文に譯し、或は二三の文字を改め、變造シム以てその形式を均齊シムにし、三神に配當し、巧妙なる通俗の信仰個條を編成したるものなり。猶ほ詳細は前章三社の部并に後條各文詳説の所にあり、參看すべし。

(二) 其託宣なりや讚なりやの説に就きては前項に説きし如く、既に他書に格言若くは託宣として出だしもの、改造なるが故に讚シムにあらざりしや明なり。然らば何故に山崎闇齋の此説を主張せしやに就きては博學大才の平田篤胤翁すら其據を追究せられざりしなり、然るに此事たるや闇齋の高弟保井シム春海谷重遠等の著書にも見ゆること如上引用せし如きも、其出所を記さざるなり、されど愚見を以てすれば此説は闇齋之を其師吉川惟足に承けたるなるべく、又惟足は卜部兼俱の主張せし三社の神の各々嵯峨弘法伊比丸に託宣ありしとの説に修正を加へて此見解を出したるものなるべし。蓋し惟足は兼俱の裔萩原兼從に就き吉田流神道を學び後自己の新見をも加へ吉川流神道の一派を開きたる人なれば大體は吉田家の説に従ふも妥當ならずと信せし點は之を改めしならん蓋し其意に思へらく、此託宣の文體は託宣よりも寧ろ贊とする方適當なり

其文自身の體裁意味のみならず形式上より言ふも當時此三神の或は官係に畫シムかれ若くは其名號を書せられ而して之に伴ふ此文は恰シムも其贊の如く見ゆる故

嵯峨天皇と弘法は有名なるも、伊比丸のみは其裔と稱する兼俱一派の噉々するに止る不思議なる人物にして、其事蹟世に知られざるが故に、其子孫卜部家にて最も世代之之に近き有名の人物を求むるに、卜部兼延は唯一神道名法要集の著者と稱せられ萬壽元年證明華の語あれとも其實兼俱の著にして名を彼に托せしものなるべきは夙に林羅山等の指摘せし所なり吉田派、即唯一神道流學說組織の開祖に推さるゝの觀あれば、此を以て彼に代へ、終に三人三社分贊の說を樹てしなるべし。惟足は養父歿後商を罷め、中年神道に志したる篤學者なれば、其學祖として兼延を尊ぶこと甚しく、神道の眞義古傳は、斯人にありとせるものなり。其著

神道大意 一名萬神起元、是亦卜部兼直撰後鳥羽院へ密奏の古書に托せらる

其講義に曰く

儒佛の道をも尤用ひて不捨處はあれども、彼二教は各古法の傳授を失へば、そばつらなることを諍ふ也。吾道よりは儒へも不審を云そ、爰に至て傳教弘法も兼延に値て閉口して、門弟となられたことぞ。畧仙儒の說の行菅亟相も江匡房も爰に至りて閉口せられたり。傳なき時は如此あやまること也。私に云、天神は好眞(卜部系圖等)によれば兼延の父に傳、匡房は兼延より傳へられたる歟

を一讀せば、彼が伊比丸を採らずして兼延を以て嵯峨帝と弘法とに伍せしめたるの偶然ならざるを知るに足らん。但し兼延とすれば兼俱の三神同時託宣說は、それ自身破

れざるを得ず。何となれば伊比丸を嵯峨弘法同時の人とするに、兼延は彼家の系圖や相承次第によれば其七代の孫、明法要集によれば萬壽年間の人なればなり。而して三社共に嵯峨天皇若くは卜部兼豊一人の作れる讃との説は畢竟此説の更に轉訛せるものに過ぎざりしならん。猶ほ後條三社託宣と卜部氏關係論を參看すべし。

又惟足闍齋の兩人は師弟相率ゐて此説(託宣に非ずして贊なりとの説)を實際に行ひ、則ち惟足は闍齋の爲めに垂加靈社の號を書し闍齋自ら之に贊をなしたるものあり。體は純然たる贊なれども、語は鎮坐本記等に見ゆる天照大神の託宣と稱せらるゝものゝ中を採り、而も三社託宣と其旨を一にするものあり。其見に基きたる自己社號讃と古筆三社託宣父祖三代相傳の事實とは兩々相對し後人をして尙ほ無量の感想を惹き起さしむ。

垂加文集

山崎家譜

寛文八年十一月二十二日庚午冬至蒙垂加靈社之號、吉川惟足書之、自贊曰

神垂祈禱冥加正直、我願守之、終身勿忒。

垂加草

神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、此神託出鎮座傳記、寶基本記、倭姬世記、嘉自贊(下略前に出づ)

(三) 此三社託宣は元來如何なる形にて表はれしものなるかを考ふるに、天照皇大神宮の託宣は所謂聖德太子の語と傳ふるもの、春日大明神のは八幡大菩薩の託宣の一部なること、他書にも散見するものにして、そは前陳の如し。而して太子の語は漢文、八幡(春日を)の託宣は假名交文にて書き記されたるものなるを見て、卜部の兼俱若くは其先代が此三者を同一體の漢文に書き改め、三社に配當したるものなる可し、こは又既に説きしが如し。

然るに徳川時代の偽作にして此漢文を和譯したる倭論語の文に拘泥し同書に見ゆる天照大神雜事記(若くは其孫引)或は日本書紀に出たる漢文を其儘に取り、又其一は神道五部書中御鎮座本紀中の語を和譯し、八幡の託宣は此外に類聚三代格天長元年九月廿七日官符に見ゆる神護景雲三年和氣清麿に御托宣ありしもの、及東大寺要錄弘仁十二年八月十五日官符に引ける延暦二年五月四日託宣(若くは其孫引)を和譯したるに過ぎざるなり同書が徳川時代澤田源内の偽作たるは別に論ずべし。眞野時繩の如き其著古今神學類編に於て博引旁證せるにも拘らず原文は和文ならんと論ずるに至りし如きは(斷言せざれども)千慮の一失とも稱すべきか。

(四) 比較的古き書例之八幡愚童訓の如し、尙詳に託宣文各論の條を看よ。に當該神の託宣と明記されあるものは八幡大菩薩の託宣のみなること前に記せし如し。而して此八幡大菩薩の分と雖も、神護景雲三年和氣清麿に授け給ひし託宣の簡單なる形式のものに後世追々に佛典の語を増加敷演し行きたるものと思はるゝこと、後條其部に詳説せん。

(五) 其年代に就きては、先賢も既に論せし如く天照大神の託宣は無住法師の沙石集卷首弘安二

年(西曆二二七九)の自序及び各卷の跋を通觀するに此文字多少異とせしものなるを見れば少書は同年二と先成り其後も増補し行きしものなるべしに聖徳太子の語同あるもくとも此時迄は齊形整式の三社託宣存在せざりしなり。然るに更に進みて考ふるに三社託宣の本文が南都東南院の池水に顯はれたりと稱せらるゝは正應此年號は五年つゞけりに其第三年西曆二九〇庚寅の序ある八幡宇佐宮御託宣抄に見ゆる託宣文には未だ現今我々の有せる所謂三社託宣文の語はその半を有するに過ぎず是れ三社託宣變遷の過渡時代に在るものなり。然るに八幡愚童訓に至ては既に現今の託宣文と同一の語あるに至れり。而もこは猶ほ未だ長き託宣文中の一部をなせるに過ぎずして三社託宣中のものゝ如く獨立の形式をとらず又漢文にあらずして假字交り文なり。八幡愚童訓に載する八幡託宣中に春日明神託宣の眼目たる慈悲及び天照皇大神託宣の根本義たる正直を好み給ふことも數々見ゆるも、こは前出の諸書に於て現はれしが如し八幡神を他二神に對比せしむる特色未だ此書中に見えず。又三社託宣中の天照皇大神のものに關しては元應二年西曆一〇初陽中旬著者外宮禰宜度會家行の自序ある類聚神祇本源勿論此書も亦良書にあらず亦信を徵するに足らずと雖とも疑爲書中比較的なきもに神宣篇を設けあるも此もの見えず。又鎌倉代に至るまでの春日神社の託宣は春日驗記春日託宣記等に見ゆるも三社託宣中にある春日分あらず以て此三社託宣の少くも鎌倉時代には未だ生ぜざるを察するに足る。更に降りて諸神本懷集に至り漸

く春日明神の託宣に相當するもの見ゆるも、漢文にあらすして且つそは八幡託宣の後半部に過ぎず。諸神本懷集一本に僧存覺本願寺三世覺如の第三子著書多し、文中二年(北朝應安六年)二月寂す年八十四の「元亨四歲甲子正月十二日依釋了源託染筆訖。此書雖有日來流布之本、文言似令相違、義理非无不審之間、大略加添削畢。是則依爲願主之命也、定拓諸人之嘲歎、の跋あり。之によれば眞宗假名聖敎闕典錄批評の如く此鈔は存覺師の始めて選述し給ふに非ず、元よりありしを刪修したるに過ぎざりしを傳ふこと勿論なれども之を讀むに同師同時代の筆とは見えす。或は親戀の師法然上人の作と傳ふる人もあるとの事にて著者及びその作の年時共に不明を免がれず、而して我輩の見によれば該書の一本に又「永享十年西曆一四三八戊午十月十五日書寫之畢大谷本願寺住持存如」と奥書あれば或は此頃の作ならんか。即ち此頃に於て僅かに三社託宣の材料漸く具備せしも、未だその編成に至らざりしなり。飯尾永祥著の撮壤集(彼は足利の世臣にして訟訴を掌り、且つ稽古の志篤は、享徳甲戌即其三年西曆千四百五十四年十有一月乙未の序ありく幼子姪に教ふんがため事物の名を類聚したるもの)は、

天神七代地神五代、土七社、中七社、下七社、及諸社の目あれども、三社も亦其託宣の事も共に見えす、蓋し恐らくは此時三社託宣は未だ生せず、或は生じたりとするも廣く世に行はれざりしものならん。詳は後項にあり而して同託宣の確實なる書に見ゆるは、我輩の寡聞なる未だ前出實際公記に載せる、後土御門帝の文明二年に崩し給ひし後花園上皇

の御宸筆より古きを發見する能はず。之に據れば勿論同年以前より既に存在し、同院の御筆に上りしは疑を容れざるも、其十九年後なる延徳元年西曆一四八九に至りて、猶ほ後土御門天皇并に甘露寺親長の始めて其由來を兼俱より聽かれ、實隆公記にも、有興之間記之となし、天皇も親長も、各この託宣を受けたる人名の一部を忘失せられ、而も博學多才の三條西實隆卿にして尙之に補註せざりしが如き、如何に此傳授説の新しく、且つ兼俱以外の人には能く知られざりしものなるかを知るべし。恐らく三社託宣文それ自身は文明年中を距ること遠からざる時代に於て彼兼俱の編成し遂に後花園院の御信仰を得るまでに至りしも、其傳授説の如きは、長享延徳の交に至り兼俱の案出せるものならんか。蓋し此頃は此託宣頗る廣く行はれ、漸次此く重々しき傳來説を作り、オソリチ一を増す必要を生ずるに至りしならん。而して其後益々盛に行はれしは、文龜二年西曆一〇二五中御門宣胤の數々此揮毫を依頼せられしこと既に前に陳べしが如き見ても知るべきなり。之を要するに三社託宣は鎌倉時代は勿論、足利氏の初期までは未だ現出せざりしなり。此事實も亦彼の三社伊勢八幡加茂を終に伊勢八幡春日と思ふに至れる、新時代思想と能く吻合するものたることは、前章三社の部既に之を説けり。又彼の延暦二十二年西曆八〇三十月三日及び弘仁十三年西曆八二二二月十三日の奥書を附し、傳教大師の作



に托し、徳川代承應二年西暦一六五三に出版せられたる、神道深秘に此文見るも、こは、勿論三社託宣の既に現はれたる後に之を取り入れたるものにして、又承久元年西暦一七一九正月十八日穀倉院別當清原良業以下代々撰者を列記する、倭論語にも既に前條に略述せり、他日詳細なる批判を與ふるべし亦之を載録するは亦同じく徳川時代の偽作にして、却て漢文の三社託宣を和譯せるに外ならず。又蘇我馬子等撰と稱する舊事大成經にも之を敷演せるものあるも、是れ亦同代僧潮音の偽作せしものにして、却て其文字思想共に三社託宣文より來りしに過ぎず。俚言一毛鈔等の之を信じ、却て託宣文の省略文なりとせるは、本末を顛倒せるものと謂つ可し。

(五)三社託なるものが抑も何人に神より託宣せられしやと云ふに、下部兼俱は、

天照皇太神は 嵯峨天皇に

八幡大菩薩は 弘法大師に

春日大明神は 伊比丸下部兼にて其一祖先と稱する者

に同時に託宣せられたりと云へり。是れ彼の實話なること、既に前に引用せし(甘露寺)親長卿記長亨三年(延徳元年)六月廿八日條及び(三條西)實隆公記同年八月廿九日條に徴して明なり。嵯峨天皇と弘法大師は固より同時代なるは論なきも、伊比丸も亦果して然るやに就きては首肯し難し。蓋し伊比丸は兼俱の祖、下部兼延の萬壽元年證明畢の書と稱せらるる唯一神道名法要集其實兼俱の著

に據れば彼呂等にも作る。老少の差こそあれ、中臣鎌子、即藤原鎌足と同一時代に屬し、

齊明天智兩天皇の時の人とせり。又神代卷家傳聞書等は、彼を以て鎌子より神道の附屬

を承けたりとすること、名法要集孝德天皇大化六年即(白雉元年)右附屬の偽書を載すに同じきのみならず、更に鎌足の養子

とせり。然るに續日本紀には其附屬と稱する年と稱する白雉元年西曆六五〇より五十八

年後の(和銅元年西曆七〇八)三月庚午朔丙午以從四位上中臣朝臣意味磨爲神祇伯とあり、其間

何ぞ長きや。況んや更に壹百二年の後なる。嵯峨天皇御即位の弘仁元年(西曆八百十年)ま

で彼の生存し得べき理あらず、其謬妄知るべし。卜部記には却て彼の曾孫神祇伯智治丸が同天皇弘仁八年(西曆八一七年)勅を受けて齋場を如意鎌に立つるを記す。

是れ名法要集所載の唯受一流血脈等と合し、又卜部系圖等に據れば、彼は平丸の父なり。然るに三代實錄陽成天皇元慶五年(西曆八八一年)十二月五日卜部宿禰平麻呂卒去條に、年七十五とあれば、平城天皇の大同二年(西曆八〇七年)に生れたるなり。其の父としての彼が

弘仁八年に活動するも年代に於て、矛盾せず。されども三代實錄の記事を熟讀するに、平麻呂者伊豆國人也、幼而習龜卜之道、爲神祇官

之下部、揚火作龜、決疑義多効。承和之初遣使聘唐、平麻呂以善卜術備於使部、使還之後、爲神祇大史、嘉祥三年轉少祐、齊衡四年授從五位

下、天安二年拜權大祐、兼爲宗主、眞觀八年遷三河權介、十年授外從五位下、累歷備後丹波介卒時年七十五とあれば彼れ以前は微々たる

伊豆卜部にして彼に至つて始めて其特に龜卜の小技に巧に、且つ外國に使したるの功あり、又長壽にして漸次昇進により始めて從五位下

丹波介となり家を興したるのみ神祇伯に昇りしこと見え、若し彼の家に於て累代神道の大道を相承し、神祇伯として中央政府の神事を掌りしものならば、豈に斯の如き記事あらんや。故に卜部家の祖智治磨の神祇伯たりしと勿論虚談のみ。されば伊比丸にせよ、若くは一步

法大師と比肩して神託を受くべきにあらず。是れ畢竟兼俱の假托に出でしことなれば、此伊比丸を以て

名法要集には鎌足と同一時代の人物とし、或は三社託宣の由來を説明する際には、嵯峨天皇と同時代の人物と説き、以て不知不識此時代錯誤の矛盾に陥るに至りしに非ざる

か。何となれば全然別家たる中臣氏の人を附會したる伊比丸にしあれば、其生年代の

兼俱の都合にて恣に取り變へらるるが如きも亦自然の結果なればなり。而して幸に正史續日本紀のあるあり、以て其傳承説の眞ならざるを證し得て餘あるを覺ゆるなり

\* \* \* \* \*

次に何が故に嵯峨弘法伊比丸の君臣を此託宣を受けたるものとしたるやに就きては誠に淺薄至極の推測のやうなれども、愚説なきにあらず。即ち前陳の如く該託宣は、或は掛物とし、或は習字の手本とするものなれば、當時の能書家特に有名な人物なれば益々宜しを撰みて揮毫を依頼せしものなるべきこと、其頃能筆家なる中御門宣胤の例によりても察知し得べし。されば兼俱は此事より思ひ付きて古來有名なる書道の三筆と稱せられたる此人々に此託宣を托せしものにあらざるか。蓋し嵯峨天皇弘法大師橘逸勢は古來書聖として世人の尊敬を受けしは人の知るところ、然るに其中逸勢一人は不幸貶謫の災に遭ひ世代を経るに従ひ、前兩者ほど人口に膾炙するに至らず。此に於て兼俱は三社託宣の第一たる天照皇太神の託宣を以て皇室の嵯峨天皇に附會し、又眞言密教に少からざる因縁ある卜部流神道の主張者兼俱は我眞言の初祖弘法大師を、以て八幡の托宣を受けしものとしたるも偶然にあらず。而して逸勢の世俗に忘却されんとするを利用し、之を自己祖先の一人にして、鎌足より神道を傳授せしと兼俱の自稱公言せる伊比丸に

鎌足等中臣藤原氏の祖神春日の託宣を假托せるは固より其所なり。然れば三社託宣として三神の天啓を三對にし、以て其形を整ふるに至りしは、全く兼俱の手腕にして和歌三神、軍三神、附言書道にも既に三筆三蹟等の名目ありたり等の生ずる時代精神を利用せるものの如し、斯くて所謂三社託宣てふ物此に其成形を見るに至りしものとす。

百尺竿頭一步を進めて三社託宣に顯はれたる思想の由來源泉を考へんに、此三託宣は古人其字句の拙劣なるを攻撃すると雖も、是は八幡春日の二託宣を兼俱の創作と見ての事なり。而もこは創作に非ずして實は和文の原資料を漢譯せしより起り來る必然の結果なりと謂はざる可からず。而て我輩は今、古人の批評せし部分以外に就いて更に考察の歩武を進めんに、彼の託宣中「重服深厚」の語ありて、是語の用法妥當ならざるの憾あり。蓋しこは諸神本懷集の和文を漢譯せしものなるが諸神本懷集に於きては「二親の重服なり」とも「明鬘に記せり」。然るに之に「深厚」の二字を加へたるは蛇足の譏を免れず。軍防令議解に「凡衛士<sup>○中</sup>上番年雖用重服<sup>謂父母喪不在下限</sup>」とも見え重服とは父母の喪中を指し彼の輕服に對したるもの、然るに之に「深厚」の語を加へて意味を曖昧にせしは誠に人を誤り易し。故に漢文の託宣より更に又之を和譯せる倭論語は「重服の深き家」に作り、文意更に晦澁となり、終に和論語の或評註家をして「重服忌服中更に忌服を重

ぬることと誤りて註解せしむるに至れり。但言一毛抄のものは深汚に作りあり、すべて同書のものには比較的  
文義稍安當の傾あれども後出の書にて種々修正を経たれば採り難  
きを憾むべしとす。又慈悲邪見は純然たる佛語にして可到可趣は來迎の義にて明かに佛意なり。

そは古の批評家の説の如し。而も更に我輩は影向の意なりとの一語をも念の爲めに加ふるの至當なるを知る。然れば今や更に進みて其各文に就きて論すべし。

第一天照皇太神宮御託宣を一貫するものは正直の教なり。實に正直は儒佛耶共に之を重んずれども、中古我神道に於て諸徳中最之を重んせること、猶儒の仁、佛の慈悲、耶の愛に於けるが如し。されば之を教え給ふものを先づ天照太神の神託と稱したるなり。此事既に伊勢外宮神道五部書中にも見えたり。

### 倭姫命世記

泊瀬朝倉宮大泊瀬稚武天皇即位廿三年己未二月倭姫命召集於宮人及物部八十氏等宣久、神主部物忌等諸聞吾久代太神託宣麻志方（中略）神垂以祈禱爲先、冥加以正直

爲本、前陳山崎闇齋の事參看すべし（中略）日月廻四州雖照六合、須照正直頂與詔命明矣。（下略）

しかのみならず或は無住法師の砂石集にも聖徳太子語と稱し之に似たるものを引き猶ほ左の語を加ふ、こは勿論其文辭の上より考ふるもその今めかしき固より太子の語におらざる可きや明かなり。

砂石集

正直なれば神明も頭にやどり真廉なれば佛陀も心を照す、現當二世無爲安樂なるべき事、正直には過ぎず。法華には柔和質直者則見我釋身と説て、やはらかにすくなる者我身を見るべしと釋尊も説き給へり。いかにも諛曲の心をすて、正直の道に入るべきをや。

又日月廻四洲中略須照正直頂云云は

禮記

天無私覆地無私載日月無私照奉斯三者以勞天下此之謂三無私。

と頗るその思想の酷似せるものあり。恐らく思想上古互に相接觸せしことなきか、推古天皇十二年西曆六〇四年聖德太子作憲法第三條并に孝德天皇大化六年西曆六四五年盟詞に天覆地載の語あり勿論之と直接の關係なきも或は多少の參考に資すべきなきにあらざるか。思ふに此事の夙に我國人の注意を惹きたるは「明文抄」に「三無私」として之を拔萃しあるにても明かなり。

八幡大菩薩の託宣と稱せらるるもの亦諸書に散見するを見るに、天照太神の此託宣に類似せるもの甚だ多し、今其數例を擧ぐれば

八幡宇佐宮御託宣抄

凡御託宣に正直の人の頭をすみかたす詔曲の人をばうけす。

八幡愚童訓

神護景雲三年七月十一日御託宣略中正眞直人の頭を棲とす詔曲の人をば不稟。

神龜元年筑前國若楢山香推宮造崇聖母大菩薩皇后神功給へり、正直者頭と楢平楢枝我  
可住と御誓ある故とて、余所杉木立事替此社頭楢楢平生たり。

大菩薩正直頭略中棲シ、武内無實讒奏ヲ歎給フ。

十訓抄

光明山といふ山寺に老尼有けり、いかなる故にや日吉付なやまし給ひてさまへ  
此託宣ども聞えける時略中八幡大菩薩忝正直の者の頭にやどらんと誓はせ給に合  
て、

ありきつゝ、きつゝみれともいさきよき人の心をわれ忘れぬや。

とよませ給へるたのもしさよ。

### 三社託宣一毛抄

八幡の御誓に人の信心を岩清水とし、正直の首を宮社にし給ふ。

の類枚舉に違あらず。又其餘諸社諸神も正直を悦び給ふ事種々の書に見ゆ。

即ち天照太神の此託宣の原文は砂石集には聖徳太子語と稱せられ又其趣旨は他神に

も共通し特に八幡に最も多きに拘らず。是は此神の託宣最も多く且つ書に記されて殘れるもの多きこと與て大に力ありしなるべきも兼俱は之を特に

天照太神を配當せり。こは他神の託宣と一括して更に論評すべし。

勿論正直の語は支那の古語に猶此正直と神との關係につきての支那の古今の書に見ゆる數例は後註を見よ然れども右は文字の採用に過ぎずして精神は我國固有出色のものなるは論を待たず

毛詩○小雅小  
明篇

嗟爾君子無恒安息、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福。○尙書洪範にも「三德一曰正直、二曰剛克、三曰柔克」とあり、

にも見えたり、されど我神道に於ては最も盛に且つ重く之を用ゐたり。

二八幡大菩薩御託宣は勇猛精進と清淨とを教ゆるものにして、古今神學類編に三社託

宣は八幡愚童訓に見えたりと只ぼんやり記しあるのみ。然ればこは單に其意味あ

る文を指ししか或は又略ぼ同語より成るを指すか詳かならず。此外他書に頗る之に

類似するものを擧げたるものもあるも、僅に該託宣の一部を擧げたるのみ。我輩は、當宮

事勅問之次不測備天覽者也、可謂證本乎神道長從二位兼俱の奥書ある群書類從本八幡



愚童訓によりて既に前條に今云ふ八幡の託宣に適切に符合するものあるを擧示せしが、是に於て彼が此書によりて此託宣を漢譯し同神に配當せしなるべきこと益々信し得べきのみならず、更に進みて其文體變遷の徑路をも明かにせんとす。八幡託宣の最も古き形式に在りては左の如き簡朴のものあるを知る。

類聚三代格

大神八幡託宣、夫神有大小、好惡不同、善神惡淫祀、貪神受邪幣。略

とす。是れ天長元年九月廿七日太政官符に見ゆる所にして實に神護景雲三年西曆七六九

豐前國宇佐八幡大神の和氣清麿に御託宣せられし有名のものなり。然るに佛教の影響次第に顯著なるに至るや託宣の文辭も亦次第に變化して

八幡宮宇佐御託宣抄

銅焔於爲座止毛邪幣於波不受志從此利以後不嫌汚穢不淨須諂曲不實乃者乎嫌布奈利。

となり、銅焔云云の如き佛典語を雜え用ひしも、此語は既に日本靈異記に見えたり其我國人に知られたる古く久しきを見るべし猶ほ邪幣不

受は原形を存せり。されど八幡愚童訓に見ゆるものに至りては殆んど佛典語となり、三社託宣文は更に之を漢譯したるに過ぎざるは既に前に述べたるが如し。而して此

語の出所の梵網經に出でたるは既に僧亮盛の著三社託宣一毛鈔にも見ゆ。又同様の語が善見律に出でたることは高田與清翁の松屋棟梁集に於て既に彼の道破せし所是亦前に引證したり。同大人の見る能はざりし原梵文も昭代の餘澤同人長井眞琴學士の惠により、こゝに其文を擧ぐるを得るは我等の衷心愉快を感せざるを得ざる所なり。

梵網經(列一、一〇右)

復作是願、寧以此口吞熱鐵丸、及大流猛火、經百千劫、終不以破戒之口、食信心檀越百味飲食。復作是願、寧以此身臥大猛火、羅網熱鐵地上、終不以破戒之身受信心檀越百種牀座。

善見律毘婆沙(張八、六四左)

外袈裟繞頸 內行不淨法 已行惡法故 死則墮地獄 鐵丸熱光炎 寧可各取死 若有破戒者 不應吞信施

Kāśīyakāṣṭhī bahavo pāpadhammā asaṅṅatā papā pāpeli kammehi nirayante upapajjare seyyo  
ayogṇiḥo bhutto tatto aggisikhūpano yañ ce bhūṅṇeyya dussilo rattiḥapīṇḍani asaṅṅato.

而して斯の如き思想は猶ほ他の佛典僧史にも少からず。

佛所行讚(推求太子品藏、七五六、右)

日月墮於地須彌雪山轉、我身終不易、退入於非處、寧身投盛火、不以義不畢還歸於本國、入於五欲火。

tad evam ap'yeva ravimahin pated api shtiratvam Himavān giris tyajet  
adīśtatatto vīśyomnkheindriyah śrayeva nā tveva gīhān pīthagjanah

禪宗正脈

雪峰文悅禪師○中略嗣法○小參舉○中略百丈歲夜示衆語を擧げ且つ近時禪門後生の不勞素餐を嘆す 豈不見教中道、寧以熱鐵纏身不

受信心人衣、寧以洋銅灌口、不受信心人食○下略

又松屋棟梁集によれば梅村載筆に既に此八幡大菩薩の託宣を以て禪宗正脈雲峰悅傳中の語に本つきたるものなりと云ひしこと既に我輩引用せしも我輩のよみしものは故榊原芳楚翁の遺書なるが此項なし。猶ほ尋ぬべし。

支那に於ても古く既に斯かる思想の見えしは至治馨香、感于神明、黍稷不香、明德維馨は尙書君陳編に見え、又神不享非禮、民不祭非族の語は左傳晋李克の太子申生に告げたる語にして、我國にて久しき前より人々の注意を惹き之を服膺したるは寛弘○弘古本治に作るは誤る 四

年西曆一〇〇七八月十七日撰者源爲憲の自序ある「世俗諺文」に之を抜抄しあるにても知らるべし。

此思想も亦我國の諸善神にありては殆んど共通にして犬牙交錯し隨て天照大神の託宣たる正直の教が八幡のものに現はれしごとく八幡託宣の此思想の一部も亦外宮派神書所載天照皇太神の託宣に見えたり。

御鎮座本記に

神明饗德與信不求備物焉。

寶基本紀に

垂仁天皇即位廿六年冬十一月新嘗祭夜神主物部忌八十氏等詔曰吾今夜承太神天

照皇所託宣也○中略各念祭神禮以清淨爲先以眞信爲宗。

あり以て三社託宣の原形が今の如く劃然たる區別なきの一端を察すべきなり。(未完)

\*孝謙天皇の天平勝寶八歳先皇聖武天皇の御遺愛品を東大寺盧舍那佛に獻じ給ひし中の鵬毛屏風に「正直之言、倒心逆耳。正直爲心、神明所佑」云々の語あり、而て其後鳥羽法皇の東大寺に幸し高階通憲(傳學宏才の)に之を讀ましめ給ひし事本朝世紀康治元年五月六日條に見ゆ、同書之を以て晋王羲之の書となすも(或は光明皇后の)實は氏名不詳の支那人の書なり(東大寺獻物帖、及法華寺緣起等參看)又唐柳子厚文にも「聰明正直謂之神」及清蒲松齡著聊齋志異王六郎傳中にも「君正直爲神足慰人心」云々の語あり。

\*日本靈異記「已作寺用其寺物作牛役緣」に「寧飢苦所追欲銅湯而不食寺物、古人諺曰現在甘露未來餓丸者其斯之謂矣」云々